

平成31年3月27日

平成31年度（2019年度）事業計画

当センターは、今年度も定款第3条に掲げる事業目的である「この法人は、租税制度、税務行政、税理士制度及び企業会計等に関する学術的調査研究、資料情報の収集を行い、それらを広く一般に公表することにより、わが国の申告納税制度の発展進歩及び普及啓蒙に資するとともに、国民の納税義務の適正な実現及び納税道義の増進に寄与することを目的とする。」との民による公益の達成を推進するため、次の事業を行う。

また、今年度は、創立35周年を迎える年であり、これを記念した出版を行う。

一 公1事業（租税制度、税務行政、税理士制度及び企業会計等に関する学術的調査研究並びにその成果の公表）

I 研究事業

1. 創立35周年記念出版

「最新租税基本判例70（仮題）」

当センターは、昭和59年の創立以来本年で創立35周年を迎えることとなる。

当センターでは、これまでに「最新租税基本判例80」、創立25周年記念号として「最新租税判例60」、創立30周年記念号として「最新租税基本判例70」の3冊の判例集を出版しているが、いずれも各界から高い評価を得ている。

そこで、創立35周年を記念し、これら判例集の続編として「最新租税基本判例70（仮題）」を本年11月に発行する。

2. 学術的調査研究会等の主宰・運営

租税制度、税務行政、税理士制度及び企業会計等に関連する学術的調査研究を行うため、「共同研究会」及び「租税法事例研究会」を主宰し、運営する。

研究会は、それぞれ法人税・所得税・資産税の部門ごとに時代の要請に応えるテーマあるいは国民の関心が高いテーマを選定し、調査研究を行う。

特に、共同研究会では、憲法が昭和22年5月3日に施行され70有余年経過したことにかんがみ、憲法と租税法の関係を体系的にとりあげて、いくつかの重要な問題点について検討を加え、日税研論集『憲法と租税法』の発刊に取り組む。

3. 学術的調査研究の成果公表

「共同研究会」及び「租税法事例研究会」の研究の成果公表については、前者は「日税研論集」として刊行し、後者は、ホームページにおいて公開すると共に、賛助会員には年度版CD-ROMを無償配布する。

租税制度等の研究を中心とした、機関誌「税研」は、これまで通り隔月に発刊する。

これらの研究成果については、大学、研究機関、税理士業界、法曹界等へ積極的に発信するとともに、その読者層の拡大を図るため、その一部又は全部についてホーム

ページで公開する。

また、これら刊行物の販売を促進するため、日本税理士協同組合連合会、各地域の税理士協同組合等との一層の連携強化を図る。

4. 海外の租税制度等に関する調査研究

海外の租税制度、税務行政、税理士制度、企業会計及び会社法制等に関する調査研究を進め、当該分野にかかる研究水準の向上を図る。

II 研修事業

1. 一般企業・各種団体の税務・経理担当者、税理士等誰でも受講できる租税ゼミナールを企画・実施するとともに、受講を勧奨する。

2. 一般企業・各種団体、税理士会等が主催する租税及び会計等に関する研修会（研修事業）へ協力するため、講師の紹介及び派遣等や研究活動への助言・支援等を積極的に行う。

III 表彰事業

「日税研究賞」の実施

日税連との共催により「日税研究賞」を実施し、租税等に関する論文等を公募し、そのうち秀逸と認められる論文等を表彰することにより、租税等に関する研究の奨励及び研究水準の向上を図る。

二 公2事業（租税制度、税務行政、税理士制度及び企業会計等に関する国内外の資料情報の収集並びにその公開）

租税図書室の蔵書の整備・充実の一環として、移動書架の増改設、防犯システムの改良等、改善を図ってきたところであるが、今年度は、ホームページと連動している図書管理システムのバージョンアップ情報の改良を行い、より有効な図書室の活用に努めるとともに、引続き蔵書の管理及び構成等について所要の検討を行う。

また、遠隔地からの利用促進を図るためインターネット・FAXを利用した各種サービスの充実を図り、国内最大級の租税専門図書室としての存在価値を高めるとともに広く一般にその存在の周知を図る。

三 公3事業（国民の納税義務の適正な実現及び納税道義の増進に寄与するための租税に関する法令及び通達等の相談）

1. 税務相談室

日税連との共催により実施している「電話による無料税務相談」について広く一般

にPRすると共に、納税者にとって身近で利用しやすい相談窓口となるよう利便性の向上を図る。

また、ホームページで公開中の「相談事例Q&A」については、掲載事例中の参照条文、取扱いの変更・廃止等に対応するため、引き続き掲載事例の修正・入替等メンテナンスを行い、最新情報の維持に留意する。

2. 租税教育教材の提供事業

租税教育とは児童・生徒が、租税の意義、申告納税制度の仕組、税理士の役割等について、正しい知識を習得し、社会の一員としての判断力と健全な納税者意識を醸成する場との観点から、租税教育に関する情報の収集に努める。

四 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1. 収益事業

日税連研修部委託に係る「税理士登録時研修用テキスト」改訂版を作成する。

2. 相互扶助等事業

- (1) 税理士会の開催要望等に基づく「税理士職業賠償責任ゼミ」へ講師を派遣する。
- (2) 「日税研通信ゼミ」については、1レポートあたりの受講認定時間の改訂、また、参考文献の対象範囲の拡大など利用促進を働きかけてきたところであるが、さらに税理士の研修受講義務達成を支援する。

今年度は、研修の受講時間の公表の初めての年となるので、利用者の利便性の一層の向上を図り税理士の研修受講の機会提供の拡大とチラシ、ネットを利用したPRに努める。

- (3) 税理士のより高度な知見の習得を目的とした宿泊型研修「夏期セミナー」を企画・実施する。

五 賛助会員の増強

賛助会員は、当センターの財政的基盤の中核をなすものであることから、日税連、各税理士会、日税協連等のみならず大学、研究機関等との相互協力関係を一層深め、今年度は、日税連はじめ税理士会及びその関連団体等の役員改選期に当たることから、新規会員の加入勧奨を行うとともに既存会員の継続維持に努める。

六 対外広報活動の展開と情報サービス充実の推進

ホームページをはじめとする各種メディアを通じて、広く一般に当センターの事業活動についての広報活動を展開し、その利用を促進する。

また、ホームページについては、トップページをはじめ各ページのデザインを見直し、スマートフォンやタブレット等の閲覧にも対応できるよう、また、誰もが見やすく使いやすい、そして必要な情報に容易に到達できる等を主眼にリニューアルを行うこととする。

七 日税連、税理士会及びその関連団体等との連携の強化

日税連及びその関連団体等との連携を強化し、積極的に情報交換を行う。特に、日税連が行う調査研究、研修、広報等の事業活動に幅広く協力する。

八 運営体制

1. 効率的な業務執行と経費削減

諸規定に則り、効率的な業務執行と経費削減に努め、収支の均衡がとれた公正かつ透明な運営体制を継続する。

2. 事務局体制

事務局職員が公益財団法人としての理念を共有し、諸規則等に則して、自主的かつ自律的に業務を行えるような体制等の確保を図り、定款に掲げる公益目的の遂行に尽力できるよう努める。

3. 個人情報等の保護

個人情報保護の観点より、当センターが保有する個人情報については法令及び規定を遵守し、厳正にこれを取り扱う。